

岡崎市避難女性寄り添いサポーター事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市域で災害が発生したときに、避難生活を余儀なくされた女性に寄り添い、悩みを傾聴する避難女性寄り添いサポーター事業（以下「事業」という。）を実施することで、避難生活を送る女性の孤独や不安を軽減させ、もって多様性に配慮した災害対応の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「避難女性寄り添いサポーター（以下「サポーター」という。）」とは、第5条の規定によりサポーター登録台帳へ登録されたボランティアをいう。

（活動内容）

第3条 サポーターは、避難生活を余儀なくされたことで不安や困難を抱える女性（以下「避難女性」という。）がいたときは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 避難女性の話を、そのまま受け止め、寄り添いながら聴くこと。
- (2) 避難女性に、必要に応じて行政機関の相談窓口を案内すること。
- (3) 避難女性の声が反映された被災者支援が行われるよう努めること。

（活動範囲）

第4条 サポーターの活動範囲は、原則、自身の居住地における避難所開設地域とする。
ただし、市域において甚大な被害を受けた地域がある等、市長が必要と認める事由が生じたときは、市長からの要請に応じ、居住地以外の地域でも活動を行う。

（登録）

第5条 サポーター登録できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、かつ日頃からサポーターとして必要な技能や知識の習得に努める者とする。

- (1) 市長が開催する養成講座を受講した者。
 - (2) これまでの経験や活動実績等により、市長が前号の養成講座を修了した者と同等の知識を有していると認めた者。
- 2 サポーター登録を希望する者は、市長に登録を申込まなければならない。
- 3 市長は、前項による申込みを受けたときは、登録の可否について審査し、適当と認めるときは、サポーター登録台帳へ登録するとともに、サポーター登録証（別記様式）を交付するものとする。
- 4 サポーター登録期間は無期限とする。

（登録事項の変更）

第6条 サポーターは、サポーター登録台帳の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく市長へ申し出なければならない。

（登録の取消）

第7条 サポーターの登録の取消をしようとする者は、市長へ申し出るものとする。

2 前項の規定によるほか、サポーターが次の各号のいずれかに該当したときは、市長は登録を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 所在が不明で、連絡ができなくなったとき。
- (3) 市長が開催する養成講座を長期に渡り受講しない等、必要な技能や知識の習得に努めていないと市長が認めたとき。
- (4) サポーターとして不適切と市長が認める事実があったとき。

（養成講座）

第8条 市長は、サポーターを養成するため、定期的にサポーター養成講座を開催する。

2 市長は、サポーターに対し、養成講座を受講するよう勧奨するものとする。

3 サポーターは、知識の習得や技能のスキルアップのために、養成講座の受講に努めるものとする。

（服務）

第9条 サポーターは、活動中、常にサポーター登録証を携帯しなければならない。

2 サポーターは、活動を行ったときは、その活動内容を速やかに市長へ報告しなければならない。

（禁止行為）

第10条 サポーターは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 活動中に知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。
- (2) 金銭及び物品を授受すること。
- (3) 物品の斡旋又は販売をすること。
- (4) 寄付を求め、又は受ける行為をすること。
- (5) 政治活動又は宗教活動をすること。
- (6) その他サポーターとしてふさわしくない行為をすること。

（報酬及び費用弁償）

第11条 サポーターは、市長に対し一切の報酬及び費用弁償を請求することができない。

（事故等の対応）

第12条 市長は、サポーターが事故や二次受傷による損害を受けないよう配慮しなければならない。

2 サポーターは、活動中に事故等が発生したときは、直ちに市長へ報告しなければならない。

ない。

3 サポーター活動中の事故等については、岡崎市市民活動総合補償保険を適用するものとする。

（庶務）

第 13 条 事業に関する庶務は、こども部家庭児童課において行う。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

6.3
センチ
メートル

(表面)

第 号

岡崎市避難女性寄り添いサポーター登録証

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、岡崎市避難女性寄り添いサポーターであることを証する。

年 月 日交付

岡 崎 市 長 印

9.2 センチメートル

(裏面)

注 意 事 項

- ・この証は、岡崎市避難女性寄り添いサポーターとして従事する際に、サポーター本人であることを証明するため交付するものです。
- ・この証は、サポーター本人が、避難生活で不安や困難を抱える女性のために活動する場合に限り使用できます。
- ・この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければなりません。
- ・この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはなりません。
- ・この証を紛失、汚損した場合は速やかに再交付の手続きをとってください。
- ・この証に、有効期間はありませんが、サポーターでなくなったときは、速やかに返却しなければなりません。